

住宅用火災警報器の設置状況調査を実施します！

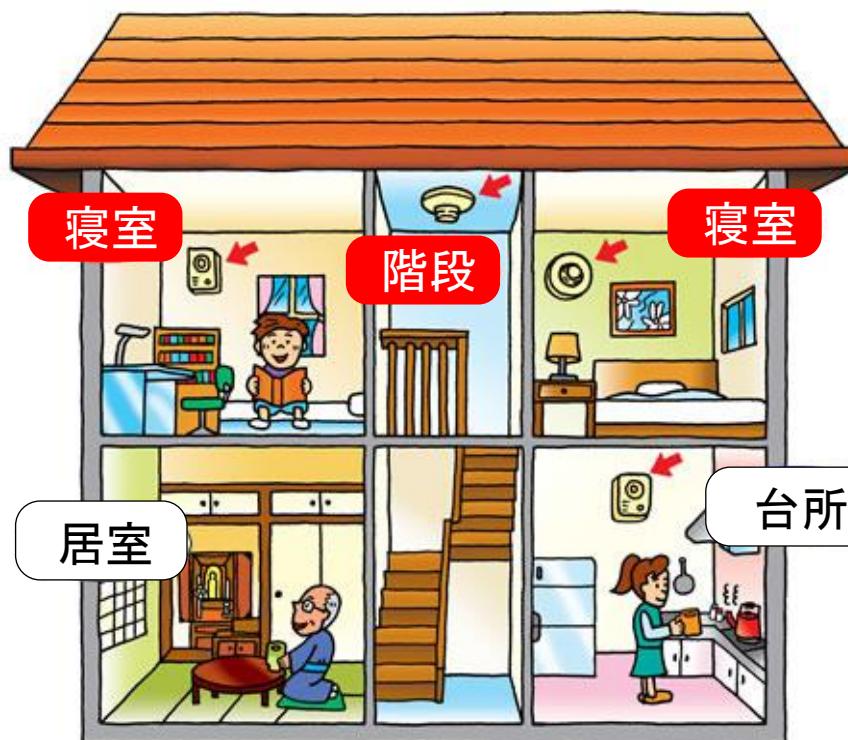
- ・調査期間 令和8年3月1日から3月29日まで
- ・調査対象 無作為抽出した一般の家庭
- ・調査方法 消防職員による訪問調査
- ・聴取者 各地区を管轄する消防職員



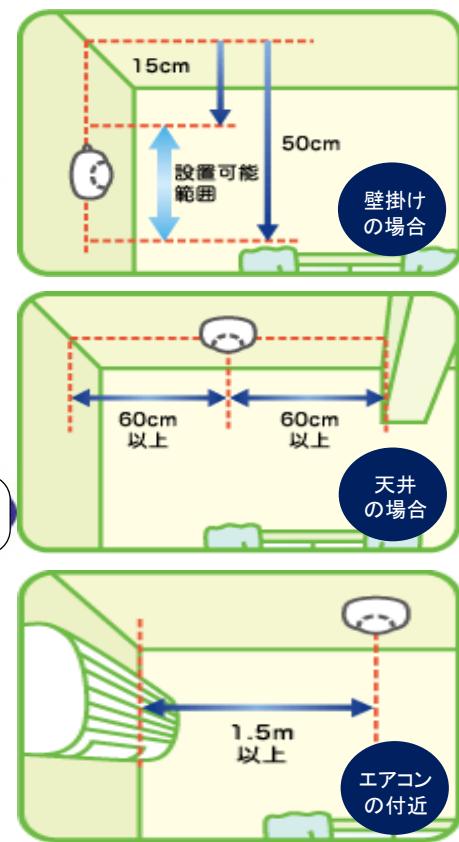
消防職員、消防団員が訪問して住宅用火災警報器を販売することは絶対にありませんので、悪質な訪問販売にはご注意ください。
また、訪問調査を行う消防職員は、必ず身分証を提示します。



住宅用火災警報器 設置は義務です



…取り付けが義務付けられているところ
…取り付けをすすめるところ



問い合わせ

- ・飯田消防署 0265-22-0119
- ・高森消防署 0265-35-0119

- ・伊賀良消防署 0265-25-0119
- ・阿南消防署 0260-22-3344



火災警報器が鳴った場合

火災でない時

警報音停止ボタンを押すか、室内の換気をしてください。

※ 右図の場合に鳴ることがあります。



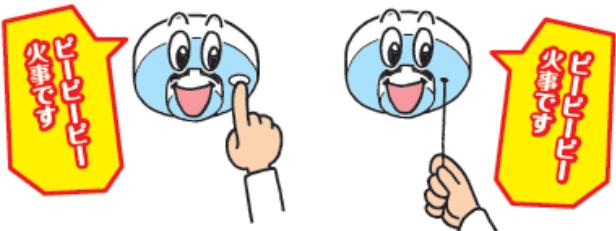
機器異常の場合

「ピッピッピッピッ」と一定の間隔で鳴るときは、機器の異常です。



定期的に作動確認し、音を聞きましょう！

- ボタンを押す、又は、ひもを引いて作動確認します。



音が鳴らない場合は？

●電池はきちんとセットされているかご確認ください。



- 電池切れか機器本体の異常です。

電池切れの場合

「ピッ」と鳴るときは、電池を新しいものにしてください。



※ 電池寿命10年タイプは機器交換しましょう。

10年たったら、
とりカエル。
お宅の火災警報器の話です。



住宅用火災警報器は、
10年を目安に、とりカエル！
わが家と家族を守る基本です。

飯田広域消防本部
消防署・消防団